

➤ 世界水フォーラム等について

- 第7回世界水フォーラムについて
- 第7回世界水フォーラム閣僚宣言（仮訳）
- 第7回世界水フォーラム大邱・慶北勧告（仮訳）
- 第2回日中韓水担当大臣会合の報告
- 日中韓水担当大臣会合共同宣言（仮訳）

第7回世界水フォーラムについて

第7回世界水フォーラム

【第7回世界水フォーラム開催概要】

- 平成27年4月12日(日)～17日(金)、韓国(大邱市・慶州市)において第7回世界水フォーラムが開催。
- 世界水フォーラムとは、各国元首から一般市民まで、世界の水関係者が一同に会し、多様な水問題について議論する世界最大の水国際会議。第3回(2003年)を日本で開催。
- 今回は168カ国、40,996人※が参加。閣僚級会議には106名の代表者が出席。(※4月16日24時時点、主催者公表資料より)
- 太田国土交通大臣は海外で開催されるフォーラムに大臣として初めて出席し、世界水フォーラム閣僚円卓会議の共同議長を務めた。
- 次回(第8回)はブラジルで開催予定。

【主な参加者】

・サミット級参加者：韓国大統領他、トルクメニスタン、ハンガリー、エチオピア、タジキスタン、モロッコ、アラブ首長国連邦の元首級、モナコ大公、国連事務次長、OECD事務局長等



全体開会式



皇太子殿下のビデオメッセージ (宮内庁HPより)

【日本の取組】

- ・水と災害に関するハイレベル・パネルにおける皇太子殿下のビデオメッセージ
- ・閣僚会議に国土交通大臣、環境大臣政務官の出席
- ・水資源管理、下水道、水災害関係のセッション等の開催
- ・水エキスポに各省・企業・自治体等が参加する日本パビリオンの出展 他

【スケジュール・構成】

会場	4月12日	4月13日	4月14日	4月15日	4月16日	4月17日
慶州市		閣僚級会議 日中韓大臣会談	政治プロセス	議会プロセス		
		地方自治体プロセス	地域プロセス			
	市民フォーラム					
大邱市	開会式	テーマプロセス				閉会式
		科学&技術プロセス				
		エキスポ & フェア				

第7回世界水フォーラム閣僚会議

第7回世界水フォーラム閣僚会議の概要

【開催日】平成27年4月13日(月)

【場 所】大韓民国 慶州市 (現代ホテル)

【構 成】政治プロセスの閣僚級会議は8つのテーマの円卓会議と全体会合で構成。

閣僚円卓会議「統合水資源管理」の概要

【概 要】 ○ 太田大臣は、「統合水資源管理」に関する閣僚円卓会議の議長を務めた。

○ 会議は17カ国(うち11カ国は大臣級)と1国際機関が参加。

<議長> 日本、ナイジェリア

<参加国> ブラジル、カンボジア、ガボン、イラン、イスラエル、カザフスタン、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、サモア、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、UNSGAB(国連水と衛生に関する諮問委員会)

【共通認識】 参加国は、下記の認識を共有。

○ 参加国の状況は、洪水、干ばつ、湖沼の消失、水とエネルギー問題など多様な水問題に直面している。問題解決のためには、水管理体制の確立、水情報と経験の共有、住民参加、流域連携が不可欠。

○ 水は国家開発の中核を担うものであり、持続可能な開発の達成のために欠かすことができない資源であることから、各国の健全な水循環の形成に向け、国・現場レベル及び国際レベルで取り組む必要がある。



閣僚会議開会式



閣僚円卓会議で議長を務める太田大臣

日本パビリオン

- ・ 大邱市 (EXCO) にて開催されたエキスポに日本パビリオンを設置、日本の技術・経験を共有。
- ・ 5つのテーマ(水循環、水と衛生、水災害、水と食、水と都市)を設定、それぞれに官民から多数の参加出展。
- ・ パビリオン共有スペースでは日本をアピールする各種イベントを実施。九州の水に関する取り組みを世界に発信するイベントなどを開催。



テーマ (ブース・ポスター)	参加団体
水循環	国土交通省(水資源部)、下水道グローバルセンター/国土交通省(下水道部)/日本下水道協会、厚生労働省、大分県、水のいのちのものづくり中部フォーラム、島津製作所、トーテツ、メタウォーター、八千代エンジニアリング、水ing、Com aqua
水と衛生	環境省、国際協力機構(JICA)
水災害	国土交通省(河川計画課)、文部科学省/東京大学、日本ユネスコ国内委員会、水資源機構、建設技術研究所、鹿島建設、日本無線
水と食	農林水産省、農業農村工学会、国際農林水産業研究センター
水と都市	国土交通省(港湾局)、JFEエンジニアリング、日立造船
(イベント参加)	九州から世界水フォーラムへ実行委員会



会場全体の様子

第7回世界水フォーラム閣僚宣言 (仮訳)

2015年4月13日の第7回世界水フォーラム「私たちの未来のための水」の閣僚会議の開催時に、大韓民国、慶州に集まった我々、閣僚一同及び代表団長は、

「水と衛生に対する人権」(A/RES/64/292)、「安全な飲料水と衛生に対する人権」(A/RES/68/157)、「命のための水、国際行動の10年(2005-2015)」(A/RES/58/217)、「国際水協力年、2013年」(A/RES/65/154)と題する国連総会決議及び「安全な飲料水と衛生に対する人権」(A/HRC/27/7)と題する人権理事会の決議、を再確認し、

持続可能な発展に関する国連会議の成果文書 Rio+20「私たちが望む未来」で発表されたコミットメントを再確認し、

世界が持続可能な方法で対処しなければならない緊急の必要性に直面している重要な水関連の課題を認識し、

国連総会のオープン・ワーキング・グループによって提案された水に関する持続可能な開発目標を歓迎し、

過去の世界水フォーラム及びブダペスト水サミットが水関連の課題に対処するコミットに際して行った重要な貢献を認識し、フランス、マルセイユで2012年に開催された第6回世界水フォーラムの閣僚宣言「解決の時」を再確認し、

さらに水資源の持続可能な管理は全ての利害関係者の共同責任であることを認識し、

水資源は世界の全ての国の持続可能な発展にとって不可欠であること、特に後発開発途上国を含めた開発途上国にとっては不可欠であることを認め、

水安全保障関連の課題に効果的に取り組む手段としての、流域レベルを含む全てのレベルでの、とりわけ水計画、住民参加及び物理的インフラと自然体系の適切な管理に基づいた優れたガバナンス(統治管理)を促進する必要性を強調し、

さらに、過去の世界水フォーラムで水に関する課題を解決するため確認された「解決策」から「実行」に前進する必要性を認識し、

各閣僚に提出された「大邱-慶北勧告」を、必要に応じて、考慮に入れ、またテーマ、地域及び科学技術プロセスからの多くの貢献と努力を歓迎し、

本宣言で表明したコミットメントを国家の政策、計画及び行動に転換し、世界的な規模で水関連の協力を進める共同の努力を強化するという我々の政治的な意志を、以下の通り宣言する。

1. 我々は、水が持続可能な発展の核であることを再確認し、ポスト 2015 年開発アジェンダに水の単独目標と水関連指標を含めることを支持する。我々は、統合水資源管理 (IWRM) 並びに食糧及びエネルギーとのバランスのとれた関係が、持続可能な発展に対し増加しつつある食料エネルギー要求量に効果的に対処するために重要であることに着目する。
2. 我々は、安全な飲料水と衛生に対する人権に関する我々のコミットメントを再確認し、全ての人が水と衛生へのアクセスをますます確保できるよう保証する。
3. 我々は、水が気候変動に対処する上で重大な問題の 1 つであることを強調する。この点に関して、我々は、気候変動における水関連問題の重要性を充分認識した上で、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の第 21 回締約国会議 (COP21) で確実に成果を挙げられるよう共に作業を行うことを約束する。
4. 我々は沿岸水利権国が越境水についての協力を進める上で持っている重要な役割を認識する。全ての水利権国が恩恵を受ける解決策に基づいて越境水に関する協力が行われれば、沿岸水利権国間での越境水の持続可能な開発と適切な管理、国家の平和と安定に寄与することが可能であると我々は認識する。我々は、過去の世界水フォーラムと第 7 回世界水フォーラムでなされた越境水協力に関するコミットメントと勧告にさらに積み重ねを行うことを決意する。我々は世界的なレベルの水に関する国際協力を促進する上での国連の重要な役割に注目する。水に関する関連する国際条約の原則のいくつかは、この点について役に立つ可能性がある。
5. 第 3 回国連防災世界会議の成果に着目し、我々は水関連災害に対する予防策を講じ国家、地域、国際的なレベルで回復力と準備を高める緊急の必要性を認める。体系的かつ効果的な対応メカニズムを開発することが水関連災害のリスクと不確実性の増加に対処する上で極めて重要である。我々は、流域レベルで適切な土地管理によって裏打ちされた統合水資源管理 (IWRM) が持続可能な水管理と計画にとって極めて重要であることを強調する。これには自然体系の健全な管理と適切な水インフラに基づいた水関連災害の予防策、回復力及び準備の拡大が含まれる。

6. 我々は、国際協力並びに、先進国と開発途上国との間における国際援助機関、金融機関と関連政府間組織及びその他の利害関係者ベースでの協力関係の重要性を力説する。我々は、グローバルグリーン成長研究所（GGGI：The Global Green Growth Institute）、緑の気候基金（GEF：The Global Climate Fund）、及び地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）などの気候関連の機関を含む公共及び民間セクターが、必要に応じて、水関連の世界的な課題に取り組む協力関係を強調する。

7. 我々は革新的で適用可能な技術を政策に応用し、科学、技術、政策及び実行とリンクする健全で効果的なアクション・プランを確立することによって、水関連課題解決のための「解決策」を「実行」に移す道筋をつける際に、科学技術が極めて重要な役割を果たすことを強調する。我々は、健全な科学的基礎に基づいた公共政策と適切な制度上のメカニズムに裏付けられた規制を確立する必要について共通の理解を共有する。我々は特に賢明な水管理と計画に IT 技術（ICT）を集中させることの重要性を強調する。我々は、（特に開発途上国に）国家が知識共有と開発を促進し、科学的な知識と革新的な技術の配備を行い、資金調達、投資、教育、トレーニングと能力強化を支援するよう、また水関連の利害関係者間の協力を進める観点で具体的なビジネス・モデルを開発し普及させるよう求める。この点に関して、我々は、世界水フォーラムでの科学技術プロセスの開始を歓迎し、その発展を進め当該プロセスへの参加をさらに強化することを決議する。

我々は、第7回世界水フォーラムの結果を支持し、関連モニタリング・システムと同様に、「実行ロードマップ」に期待を寄せている。そしてそれは2015年以降の開発課題における水関連の目標の実行とモニタリング・ガイドラインを確立するための一つの参考事例と考えることができる。我々はさらに、第7回世界水フォーラムのプロセスの成果、「持続可能な都市と地域に対する大邱・慶北水アクション」及びその地方と地域当局のネットワーク、並びに議員ネットワークのための支援ツールとして役立つことを目的とした「水関連法律制定ヘルプデスク」の設置に関する世界水フォーラムで進行中の作業を歓迎する。

我々は、閣僚会議と第7回世界水フォーラムを組織する上での支援に対して、またこの宣言を国連加盟国と国連の適切な機関に提出し、彼らの検討を求めるよう大韓民国政府へ勧告してくれたことに対し、大韓民国の政府と民間人、大邱市、慶尚北道及び世界水会議に感謝する。

以上

第7回世界水フォーラムにおける閣僚に対する大邱・慶北勧告 (仮訳)

以下の勧告と論点は、フォーラムのプロセスで様々な参加者や専門家によって提案された見解、コメント、及びアイデアを反映している。

すべての人のための水の安全保障¹

すべての人のための十分で安全な水と衛生

1. 水は、人や生態系の生命と健康を維持する上で、必要不可欠な役割を果たすためだけでなく、国々の持続可能な発展に向けたその経済的、社会的価値のためにも、地球上で最も重要な公共の資源である。すべての人のために十分で手頃な価格の安全な水と衛生を提供することは、淡水の不足、急速な人口増加、水質汚染、水資源の持続可能でない利用、気候変動の影響、水需要の急速な増加、及び水協調管理の枠組みの欠如に起因する 21 世紀における懸念の高まりに関する重大な挑戦となっている。十分な量の安全な飲み水を提供し、人間のニーズ、経済発展及び生態系のための水の供給を改善するための取り組みが、国レベルや地方レベルで行われている。すべきことがたくさん残されており、解決策と枠組みは、現在及び将来の世代のためのあらゆる用途及び利用者に、十分な量の安全な水を確保するために必要とされている。解決策は、共同責任と、すべての供給の恩恵を受けるすべての当事者の積極的な参加を求めている。

2. 安全で清潔な飲料水と衛生に対する権利とは、十分で安全な飲料水と物理的かつ入手可能な衛生設備へアクセスするために、差別なく、すべての人に与えられた、人としての権利のことであり、つまり、安全で、衛生的で、確実に手に入り、社会的及び文化的に受け入れられ、プライバシーが与えられ、尊厳が確保されるということである。女性や少女及び高齢者や弱者のニーズに特別な注意を払って、すべての人のために十分で安全かつ入手可能な水と衛生設備を確保するために、あらゆるレベルでの効率的かつ適切な技術、財政支援、政策や制度的枠組み及び手段を提供することが急務である。

3. 水資源の汚染を大幅に低減し、汚水処理を改善し、水への汚染物質の放出を削減及び防止し、地表水域及び地下水域の保護により水質を保護及び向上させることが重要である。

4. 地表水と地下水からの淡水の持続可能な取水と供給を確実にするために、及び高まる水

の需要に対処するために非従来型並びに新たな水源を利用して、すべての部門間の水利用効率を高めるための措置をとることが重要である。あらゆる利用のための十分な安全な水を提供する際に、安全な排水の再利用とリサイクル、雨水貯留や海水淡水化などの非従来型の水資源を生み出し、活用する必要がある。

5. 参加型かつ包括的なアプローチや情報と意思決定へのアクセスは、持続可能な水管理に不可欠である。透明な意思決定プロセスだけでなく、適切な技術と評価尺度は、すべてのステークホルダーを受け入れる参加を確保するために不可欠である。

6. 衛生及び排水管理は、公衆保健衛生の向上に重要な役割を果たしている。従って、いかなる差別をも伴うことなく、すべての人のために、入手可能な、物理的にアクセス可能な、適切なかつ持続的な衛生を達成するための努力を強化することが必要である。

変化への適応：強靱化と災害に対する備えのためのリスクと不確実性の管理

7. 世界は、ますます頻繁に強烈な水関連災害に見舞われている。従って、水関連災害は、地球規模でより多くの注目に値し、水と災害に関する対話は、様々なレベルで促進されるべきである。開発計画における災害リスク管理的視点の組み込み、重要な政策としての災害リスク管理の優先順位付け、構造的及び非構造的対策の組み合わせによる水関連リスクの低減・準備、予防への投資を増大、及び災害の後の社会の復興と再建に向けた「Build Back Better（より良い復興）」アプローチを取るなどを通じ、災害リスク管理を向上させることができる。適切な水管理を通して体系的かつ効果的な対応の仕組みを提供することは、気候変動など世界の大きな変化から生じる水関連災害のリスク増加と不確実性に対処するために重要である。

8. ステークホルダーの参加を保証し、水関連災害に関する準備、対応、適応能力及び強靱性を強化する、実用的で根拠に基づいた災害リスク管理と気候変動への適応に向けた重要なステップとしての、国内全域を対象としたプラットフォームや機関に権限を与える必要がある。調整と統合された計画の仕組みはこの点で重要である。明確な義務、責任及びタスクを持つ強力な公共及び民間機関が最も重要である。地方、国、及び地域レベルでの部門別及び多部門のリスクや知識、データ並びにグッドプラクティスの共有を識別するための能力は、堅実かつ効果的な災害リスク管理計画の策定のために不可欠である。

9. 災害リスク管理のための政策と実践は、体系的調査、災害による損失の記録及び経済的かつ社会的な健康への影響の評価に基づくべきである。様々なハザードによる被害を評価する能力は、世界、地域、国及び地方レベルでの予防的政策や戦略を策定する学際的な知

識に基づいて強化されるべきである。その趣旨で、評価と予防対策のための基礎として機能することができるリスクに基づいたアプローチへの言及に関連する政策と実務に含めることが重要である。

持続可能な水資源管理とサービスのためのインフラ

10. 越境効果を持つインフラへの Win-Win アプローチ（環境負荷の低減と収益性を両立させる方法）を促進しながら、経済的に水不足の地域に特別な焦点を当てて、技術的に適切であり、環境に優しい、社会的に受け入れられ、かつ費用対効果の高い持続可能で気候変動に強い水インフラを継続的に開発、実施、維持することが重要である。インフラ開発は、生態系サービスの回復、保護及び維持と向上だけでなく、ステークホルダーの便益の最適化に資する必要がある。気候変動に対する影響を追跡し投影するために、既存のインフラを更新し改善する必要がある。水インフラの効率的な利用と管理は、ステークホルダーの需要における予測可能な変化を考慮しながら、促進される必要がある。

11. 水インフラの計画・開発は、飲料水と衛生のニーズ、農業、エネルギー、産業、リスク軽減、防災、環境及び経済の持続可能性の目的などのバランスを達成するために必要である。水インフラも能力開発と研修及び経済・環境・社会の持続可能性を含めた、持続可能性の視点を考慮に入れる必要がある。

発展と繁栄のための水

12. 相互依存を考慮した、水、食料及びエネルギー安全保障に向けた統合アプローチに関する継続的な注視は、増大した食料とエネルギーの要件に対処するために重要である。特に食料とエネルギー生産及び貧困撲滅のための水の利用に関連しているため、学際的研究、制度的改善及び技術によって強化された水域の内外両方の政策措置を調整し、調和させることが重要である。

食料のための水

13. 構造的及び非構造的対策並びにシステムは、食料生産のための水需要の増加を効率的に管理するために必要である。適切な投資は、食料安全保障、農村の繁栄及び貧困撲滅を進めるために、既存の灌漑スキームの近代化と、最近及び将来の灌漑スキームのための改良された技術の展開のために必要とされる。農業用水の多様な機能を認識することは、生物多様性や自然環境の保全のために重要である。適切な投資とともに価値や便益の理解を深めることは、この多機能性を確保し発展させるために必要である。

14. 農業用灌漑システムの効率化、肥料や農薬の効率的利用並びに関連する技術、知識及び情報の開発と共有などを向上させる措置を通じて、土壌劣化や地下水枯渇などの生態系に関する食料生産のための水利用の予測される悪影響を最小限に抑えるためのアプローチを、実施することが重要である。

水とエネルギー

15. 水とエネルギー・インフラやシステムの持続可能な計画、構築及び運用は、水資源を保全及び改善し、生態系の持続可能性を考慮に入れながら、継続的に強化される必要がある。

16. 給水、排水、灌漑、エネルギー生産及び供給と採鉱などの部門間における水エネルギーシステムの効率を向上させることが重要である。再利用水、地下汽水及び下水処理水の使用などエネルギー部門における非従来型水資源の処理、利用及び管理の有益な増加は、淡水の取水と供給の持続可能性を向上させることができる。

水と都市

17. 現在の世界における都市化のほとんどは、一方ではスラム化の増加、他方では低密度の広がりにより十分な計画なしに起こっており、どちらにも言えることでは、水や公衆衛生の不平等の悪化、水損失の増加、水質汚染とサービス提供コスト並びに水資源に及ぼすマイナス影響につながっている。水管理を含む水と衛生サービス、飲料水の供給、排水や汚水処理は、良い基本的な都市計画に依存している。都市は、環境上の利点をもたらし、基本的な都市サービスをより経済的に実行可能にする資源の確保、再利用、リサイクルの大きな機会や可能性を示す。都市における水の強靱化は気候変動や都市化に関連した事象を予測する難しさに対処可能な建築機関やインフラを含み、一方では地域社会が極端な事象から回復させる、または耐えることができる根本的な社会的な強靱化の強化に貢献している。

18. 都市の水管理と強靱化の発展は、資源回収、水の強靱化、水運搬能力と改善された居住性を確保するために、統合的・包括的な都市計画の必須要件となる必要がある。このように、都市レベルで統合的な水ガバナンスと能力構築の改善を促進することが重要である。全ての水循環における都市における統合的都市水管理（IUWM）のアプローチは、この点で有用である。空間計画と特に貧困層や弱者に関してマルチステークホルダー・プラットフォームを可能にする、強力な都市レベルのリーダーシップが重要である。水、エネルギー、資源回収と再利用を最大化し、回収・再利用のための分野横断的なシナジーの認識と実現を

可能にし、回収した資源のための経済的機会を促進することによる、都市における資源回復のための計画を策定する必要がある。

持続可能性のための水：人と自然の調和

グリーン成長、ウォーター・ステewardシップと産業

19. 環境保護と経済成長の間の相乗効果を高める必要がある。この目的を達成するために、持続可能な開発の文脈における資源消費型からグリーン成長への移行を促進するために、政策の枠組みを模索する必要がある

20. 持続可能な開発を検討する中で、グリーン成長及び管理を促進する国家、地域、地球規模のパートナーシップ及び国際財政協力の確立が、貧困、不平等、気候変動、環境悪化効果的の構造的な原因に対処するために必要な能力の強化を、すべての国、特に最も脆弱なものに可能にさせることに寄与している。強力かつ効果的な公共および民間機関、プロセス、プラットフォームとパートナーシップの開発は、グリーン経済に向けたソリューションの効果的かつ協調的な計画、科学的根拠に基づいた意思決定プロセス、データ収集、研究、実施のための柱として支援される必要がある。

水サービスと生物多様性のための生態系の管理と再生

21. 持続可能な利用、保護、保全、生物多様性と生態系の回復が、人間の幸福と持続可能な発展のための基本である環境サービスや機能の拠点である。湿地、森林、山、湖、氷河などの水界生態系を提供する多くの生態系は、生物多様性のゆりかごである。水管理は、生態系と生物多様性の保全と復元の原則と調和して強化する必要がある、今後の政策決定への生態系の配慮を組み込む必要がある。対処する必要がある水の生態系への侵略的外来種の影響の可能性はある。

22. 水資源の持続可能かつ参加型管理の強化は、生態系フローや生物多様性を保証することができる。ダムなどの水インフラが、水資源の開発と管理のためのツールである。

分水嶺から沿岸までの水質の確保

23. 有害な化学物質や材料の強化された管理だけでなく、家庭、農業や工業排水や排出の安全で持続可能な処理は、分水嶺から沿岸までの水の品質を確保するために不可欠である。水利用効率は、供給システム内の水損失を低減する排水の安全な再利用を奨励し、監視の

改善と水のアクセシビリティと品質の報告を改善し、その使用または導入を減らすことを目的とした当初から、新たな汚染物質を含む様々な汚染物質の持続可能な管理と管理の強化におけるガバナンスを強化することによって促進される必要がある。水源の恩恵を受けるすべての主体間での共有、しかし差別化の責任は、この点で成功するための中核要因である。

24. 流域、国・地方レベルでの水の量と質の状態を評価、監視し、当事者の今後の開発を管理する方法について合意することが重要である。この点において、国連システムの世界水アセスメント計画を強化、支援するのに必要な車両を提供する。相互接続性並びに分水嶺から沿岸までの水の質と量の管理及び監視の重要性のすべてのステークホルダーによるグローバルで地域社会的理解は、持続可能な方法で関連する問題に対処するために奨励されるべきである。

統合水資源管理 (IWRM) の賢明な実施

25. 水需要の上昇及び水関連災害や水質に関する問題の増加に直面して、水の将来の管理は、異なる用途に異なる品質の水の適用を考慮して、特に賢明で革新的な技術を通じて、全体的な解決策を実施する必要がある。このアプローチは、家庭、農業、食料生産、生態系、産業、エネルギーなどの競合する用途全体にわたる水資源の管理及び利用において、さらなる効率を求めている。

26. 賢明な水政策、技術やツールが水の保全と持続可能な利用と同様に、統合水資源管理を実施するために必要である。この目的を達成するために、すべてのレベルでの能力開発やステークホルダーの参加を促進することが重要である。国ごとの手段を考慮して、国家レベルでの統合水資源管理のための基本的な操作のガイドラインを確立する必要がある。健全な水循環を確保することは、国民経済と社会と安定し改善された国民生活の発展に寄与することができる。統合的かつ総合的な河川流域管理や水循環の推進と同様に関連する国際協力を通して健全な水循環の維持又は回復することが重要である。

実現可能な実施メカニズムの構築

革新的な投資のための経済と資金調達

27. 水資源と生態系サービスは、不足、過剰、不十分な品質、不公平なアクセシビリティ、又は生態系の強靱化におけるリスクを最小限にするために公的及び民間資金だけでなく国内及び国際資金から、地方、地域及び国家レベルで持続可能な方法による資金供給が必要

である。この点で、創造的な資金調達メカニズムと強化された公共および民間の貢献が水に関する投資のために必須である。

有効なガバナンス：政治的決断、ステークホルダーの参加、及び技術情報の向上

28. 水ガバナンスは、機関の強靱化を強化し、ステークホルダーの関心を明確に示すために、水政策やプロジェクトの効果的、効率的かつ社会的に許容可能な策定と実施を向上させることが重要である。政府は、様々な地元の文脈依存の解決策ではなく、世界的規模の水関連の課題に対する万能の解決策は存在しないことを考慮しながら、すべてのレベルにおける水ガバナンスを強化する上で重要な役割を果たしている。この点に関しては、適切な水計画、包括的かつ参加型ステークホルダー・エンゲージメント、透明性と説明責任、汚職の防止及び管理能力の強化などの確保を通じて、必要に応じて、水ガバナンスを向上させることが重要である。

29. 別の当局の役割と責任を定義し、法的・制度的枠組みを確立することが不可欠である。水関連の政策分野間の分野横断的連携が、異なるスケールにおいて、政策の一貫性との相乗効果を向上させることを奨励する必要がある。第6回世界水フォーラム・コミットメントとリスボン憲章など、並びに最近、国際水協会（IWA）に承認された飲料水供給、衛生と排水管理サービスに関する公共政策及び規制を構築したOECD水ガバナンス・イニシアティブは、ベストプラクティスの交流を促進するマルチステークホルダーイニシアティブ水ガバナンスとステークホルダーの関与のための新しいツールを開発するための良いメカニズムである。政策関連データや情報の使用は、政策を調整するために意思決定を導くために、監視と評価を強化するために不可欠であるが、効果的なガバナンスのための財政手段のさらなる強化は、人、場所、世代を超えて、経済効率性と公平性を確保することを目指すべきで必要とされる。モニタリングと評価を強化するために不可欠であるが効果的なガバナンスのための金融商品のさらなる強化は、人、場所、世代を超えて、経済効率性と公平性を確保することを目指すべきであるここで必要とされる。

紛争の削減と越境水管理の改善のための協力

30. 水辺国間における越境水域に関する協力と話し合いは、経済、社会及び環境分野での持続可能な開発、地域統合及び互恵的關係と強化のための重要な展望を与える。多くの地域では、越境流域の水辺・流域国が、話し合い、有用な情報交換、紛争解決及び利益共有の交流を向上させながら、合同委員会、当局又は国際機関を設立している。

31. 国境を越えた流域と帯水層の水辺国の間でデータや情報交換を促進するなど信頼関係

を構築することが一つの鍵となる。特に洪水や干ばつのリスクを減らすことを可能にする水関連情報へのパブリックアクセスは強化されるべきであり、水辺各国間の関連情報の交換が促進されるべきである。越境水の分野での共同の努力が強く奨励される。最近の非航海法に関する国連条約の効力発生は、すべての保護と利用越境水路の国際湖沼に関する条約の開放のための修正だけでなく、2014年8月に国際水路を使用する国連加盟国については、この文脈において有用である、適切であるときのみ適用する。

32. エネルギー生産、土地管理、水資源計画及び環境管理のための部門間の政策の一貫性と強力な統合は、分野横断的な負の越境影響を防ぎ、水利用から得られる恩恵の公正で持続可能な共有のための追加の機会を創出するように拡張されるべきである。淡水、土地及び海洋システム、並びに地表水、地下水及び沿岸水域と海洋の汚染防止のガバナンスと管理間の調整も必要とされている。

33. 越境帯水層の合理的かつ持続可能な管理の必要性があり、この目的を達成するために、各国は効果的な話し合いに入ることを奨励されている。国レベルでの統合水資源管理のための基本的な運用のガイドラインなど、様々な手段を適用することにより、統合水資源管理計画の実施は、国と地域に固有の実施方法を考慮に入れて、強化されるべきである。水ガバナンスの面で能力強化も重要である。

水文化と平等

34. 水は文明の中核にあり、すべての文化、過去、現在及び未来における重要な構成要素である。水関連の決定は、特に女性や先住民族などの貧困、排除及び差別の影響を受けた最も弱者のグループのために、実存的重要性の倫理的次元だけでなく、経済的、社会的及び環境的に行われる。平和的かつ公平な協力のための触媒によって変化する、知恵と正義に応答する人為的な自然環境容量のためのかけがえのない鍵を保持する、その多様性を尊重する人間の集団体験に埋め込まれた知識を育成することが不可欠である。関連するすべての関係者との連携を強化するために、意思決定、水管理とガバナンスにおける複雑な文化的な現実、倫理的な義務と弱者を十分に考慮する必要もある。

教育の推進と能力向上

35. すべてのレベルで水関連の活動やプログラムにおける能力開発に関する教育と水への配慮は、すべてのレベルで不平等を削減し、市民社会に力を与え、ジェンダーを考慮する上で不可欠である。女性、子供及び若者のための水に関する効果的な教育プログラムは、この点において不可欠である。水関連の雇用の創出を促進するために、及び灌漑、水産養

殖、水力発電、水供給及び衛生などの水管理の専門知識を強化するために重要である。持続可能な資金の仕組みに支援され、国内及び国際的な水の訓練センターを創設及び強化し、水に関する職業訓練を推進すべきである。国際協力機関を介した水に関する多国間協力プログラムは、これらのアイデアを組み込み、実験、評価、交流既存の研修センターや学術センターと設立される新しいセンター間のネットワーク連携を支援するなど、職業訓練や高等教育に関するノウハウを促進することが必要である。

36. 女性は、水の持続可能な開発の結合の変化における専門家、指導者及び職員であり、従って、すべての人及び衛生を含むすべての用途のための水への公平なアクセスを達成することにおいて重要な役割を果たしている。そのため、水管理機関に少なくとも女性の定員を40%に設定することにより、及び水と持続可能な開発の分野で計画やプロジェクトの立案、実施及び評価に彼女たちを関与させることにより、意思決定のすべてのレベルで女性を含め、確実に彼女たちの声を実際に聞くようにすることが効果的である。彼女たちがこれらの役割を果たすことを可能にするための職業訓練、キャリアアップ、制度設計を含む十分な手段、経費、とりわけ、権限を持つこと、能力開発などといった割当は、効果的に女性に関わることができる一つの条件となる。

科学技術

37. 科学的な支援を提供し、水関連の疾患を減少させるため、及び飲料水の生産及び排水管理に必要な浄化処置を改善するための関連する技術の開発と普及を促進することが重要である。持続可能な生産と消費及び水需要の管理を推進する水・土地・エネルギーと政策間の相互結合を認めるものを含む水循環全体の効率を向上させる政策を、策定及び実施するために、科学、技術及びイノベーションを利用することが必要である。この不可欠な資源の重要性を認識して科学と政策を一緒にもたらすことを追求する、革新的な基盤を確立するための強固な政府間の制度的仕組みの必要性に関して持ち上がった、ブダペスト水サミットの勧告や気候変動・教育・啓発に関するリマ閣僚宣言に従い、国連の下に水関連事項に関する政府間パネルを設置するために、継続的なプロセスを強化することが重要である。

38. 関連する社会経済的な分析のみならず水関連データ収集の確固たる方法は、水管理と証拠に基づく政策策定の向上に不可欠である。必要に応じて、収集された観測データと社会経済データの統合及び融合は、正しい意思決定のために使用可能な情報にそのようなデータを変換するための関連手順である。細分類されたデータの収集は、主要グループの公平性及び関与のための効果的な政策を策定するために、並びに性別、年齢及び収入に関連するプログラムの有効性を評価するために重要である。

39. 科学技術は、政策立案者や実践者がすべてのレベルで成功した災害リスク管理と気候変動適応策の活動をするために、前例のないツールを提供している。能力開発やデータの収集、処理及び普及を推進するだけでなく、国、地域及び国際レベルにおける学術機関の既存ネットワークの動員を通じて、強靱性と防災のためのリスクや不確実性を管理する上で科学技術研究を強化することが重要である。

40. 水分野におけるイノベーションは、水域外からの開発を組み込む必要がある。情報通信技術（ICT）の開発は、水分野におけるイノベーションを活用する必要がある、GEOSS（全球地球観測システム）と DIAS（データ統合・解析システム）などのベストプラクティスは、自主的及び相互に合意する条件で水部門と科学技術部門との間で共有されるべきである。

第2回日中韓水担当大臣会合の報告

- 日 時・場所：平成27年4月13日 慶州(韓国)
- 出 席：太田 昭宏 国土交通大臣、柳 一鎬(ユ・イルホ) 韓国国土交通部長官、
矯勇(キョウ ユウ) 中国水利部副部長

結 果： 太田大臣は、水循環基本法の制定により、今後、各国と連携しながら、健全な水循環形成のための取組を進めていく考えである旨を発言。三大臣は日中韓各国の先進的な取組を共有し、各国の経験を諸外国にも広めていくことで一致し、共同宣言に署名。

共同宣言

「水に関する既存及び新たな課題に対応する水政策の革新」を議題として下記の議論を行い、三国協力を強化することとした

- ①日本が、全ての階層において健全な水循環を確保するとともに、全ての利害関係者が水循環基本計画のもとで協力を推進
 - ②中国が、水の総汚染負荷量について3つのレッドラインを設定するため、水政策の一連の改革を開始
 - ③韓国が、スマート・ウオーター・グリッド、環境負荷の少ない開発に適応した水循環システム等の水に関する諸政策を推進
- ・日中韓は互いの取り組みから学び、水問題解決に包括的に取り組む。
 - ・アジア太平洋地域のみならず、世界全体における水問題を解決するための三国協力を推進

バイ会談：韓国との二国間会談の結果概要について

韓国

- ・道路、交通、住宅、都市、国土計画など、国土交通各分野における実務レベルの協力を深化させることで一致
- ・ユ長官より、水フォーラム開催7ヶ国※が主導して水問題に取り組もう(「世界水パートナーシップ」)との提案

※モロッコ、オランダ、日本、メキシコ、トルコ、フランス、韓国



日中韓水担当大臣会合 太田大臣発表



日中韓水担当大臣会合 共同宣言署名



日韓二国間会談

日中韓水担当大臣会合共同宣言（仮訳）

第7回世界水フォーラムにおける日中韓水担当大臣会合 —水政策革新のための協調的行動についての閣僚共同宣言

2015年4月13日、韓国、慶州

日本国、中華人民共和国及び大韓民国の水担当大臣は、韓国の大邱と慶尚北道で開催される第7回世界水フォーラムの開催（議題：我々の将来のための水）に際し、2015年4月13日に韓国慶州において、会合を行った。三大臣は2012年3月13日にフランスにおいて日本国国土交通省、大韓民国国土交通部及び中華人民共和国水利部の間で署名された「閣僚会議の開催メカニズムに係る協力の覚書」を一層発展させるために集い、アジア太平洋地域のみならず、世界全体における水問題を解決するための三国協力の重要性を再確認した。

この閣僚会議では、上記の覚書第三段落に沿って、「水に関する既存及び新たな課題に対応する水政策の革新」を議題として下記の議論を行い、三国協力を強化することとした。

1. 三国は、持続可能な開発における水資源の核心的役割を強化し、政府関係機関と利害関係者との相乗効果を更に高め、水インフラの回復力を強化し、水関連部門にさらなる資金の投資を得るため、水政策の革新と改良が各国によって促進されるべきであるとの認識を共有する。
2. 国際及び国内の水開発目標を実現する上での科学技術の重要性を認識し、第7回世界水フォーラムにおける科学技術プロセスの時宜を得た導入を支持し、科学技術プロセスを通じた議論と成果に敬意を表する。
3. 中国が、水の総使用量の管理、水使用の効率性と水機能保全のための指定区域における総汚染負荷量について、3つのレッドライン（越えてはならない一線）を設定する目的で、近年主要な水政策の一連の改革、とりわけ最も厳格な水資源管理システムを開始したことを認識する。

4. 日本が、大気中の水、地表水及び地下水を総体として管理するための水循環に関する法律を導入し、もって全ての階層において健全な水循環を確保するとともに、全ての利害関係者が水循環基本計画の下で協力を推進することを認識する。

5. 韓国が、水に関する課題に効果的に対応するための統合水資源管理（IWRM）の概念に基づき、情報通信技術と水管理技術を組み合わせたスマート・ウォーター・グリッド（全国送水網）、環境負荷の少ない開発に適応した水循環システム、複数省庁の協力による洪水制御及び改善された地域主導の問題管理手順等の水に関する諸政策を促進していることを認識する。

6. 三国は、水の安全保障の向上のために、上記の3カ国の水政策革新の取組における知識と経験を共有することとする。さらに、三国の成果と成功を他国、特に発展途上国に広め、共有するための日中韓三国協力を歓迎する。

7. 三国は、第7回世界水フォーラムの重要な成果である実行工程表と行動モニタリングの必要性と重要性を認識し、「水政策革新」の分野において共同して貢献することとする。

8. 三国は、三国協カメカニズムの下において開催される日中韓水資源フォーラムに係る日中韓三国協力事務局（TCS）の努力を歓迎し、TCSが、水分野における日中韓三国協力のハブとしての役割を引き続き果たすことを支持する。

韓国、慶州

2015年4月13日

大韓民国国土交通部長官

日本国国土交通大臣

中華人民共和国水利部副部長